

第5章 県立高校改革の進展

「県立高校改革推進計画」では、普通科高校の特色づくりの推進をはじめ、専門高校の魅力づくり、柔軟な学びのシステムの実現、地域や社会に開かれた高校づくりの推進、学校運営等の改善・充実などについても、その取組みの内容や方向性が示されている。

本章では、「前期実施計画」、「後期実施計画」を通じた具体的な取組みについて、国の教育施策の動向や、県の教育事業の展開を踏まえて述べることとする。

1 特色づくり・魅力づくりと柔軟な学びのシステムの実現

(1) 特色づくり・魅力づくりの推進

普通科高校の特色 づくりの推進

県立高校では、平成2年度から実施した「特色ある高校づくり推進事業」により、特色ある高校づくり推進校を指定し、特色ある教育課程の研究や専門コース設置に向けた研究を行うなど、各高校の特色づくりを推進してきた。普通科の専門コースについては、平成10年度までに20校22コースが設置されていた。

平成11年度には、第48表に示すように、「神奈川県教育委員会特色ある高校づくり推進事業実施要綱」が改訂され、特色ある高校づくり推進校10校を指定するとともに、平成8年度から実施されている「特色ある教育活動支援事業」において、特色ある教科活動や教科外活動への支援が43校に対して行われた。

第48表 神奈川県教育委員会特色ある高校づくり推進事業実施要綱

神奈川県教育委員会特色ある高校づくり推進事業実施要綱

1 目 的

高等学校において基礎・基本を重視するとともに、生徒一人ひとりの能力・適性・進路希望等に応じた教育課程を編成し、生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、魅力と特色ある高校づくりの一層の充実を図る。

2 特色ある高校づくり推進校の設置及び研究事項

(1) 神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この要綱に基づき、特色ある高校づくり推進校（以下「推進校」という。）を設置する。

(2) 推進校は、次の事項に基づき研究を推進する。

ア 推進校の校長は、校内における組織または学校間の共同研究組織を整備し、計画的、継続的に研究を進めるものとする。

イ 研究内容については、生徒の実態に応じ、学校の置かれた環境や地域の特性に即したものとし、次の諸課題について研究する。

(ア) 特色ある教育活動の推進

(イ) 柔軟な学習システムの促進

(ウ) 開かれた高校づくりの推進

(エ) その他、特色ある高校づくりの推進に関することについて

3 研究期間

研究期間は、原則として2年とする。

4 特色ある高校づくり推進委員会

教育委員会は、研究の推進に資するため、特色ある高校づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

- (1) 推進委員会は、推進校の校長と担当者をもって組織する。
- (2) 教育委員会は、必要があると認めるときは、推進校以外の高等学校の出席を求めることができる。
- (3) 推進委員会の運営に関しては、高校教育課長がこれを行う。

5 経 費

この研究に要する経費は、教育委員会において別途措置する。

6 計画書、報告書等の提出

- (1) 推進校は、「特色ある高校づくり推進校研究計画書」（第1号様式）を事業年度の4月末日までに、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）あて提出する。
- (2) 推進校は、「特色ある高校づくり推進校研究報告書」（第2号様式）を事業年度末までに、教育長あて提出する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県教育委員会高等学校教育個性化推進事業実施要綱(昭和55年4月1日制定)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県教育委員会特色ある高校づくり推進委員会の設置及び運営に関する要項(平成2年4月1日制定)は廃止する。
- 3 総合学科研究推進事業実施要項(平成6年4月1日制定)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県立高等学校(全日制の課程)普通科における専門コース設置要綱(平成3年6月5日制定)は廃止する。

平成11年11月に策定された「県立高校改革推進計画」では、すべての普通科高校において、一人ひとりの特性や進路希望、幅広い興味・関心に応じることができるよう、特色ある教育活動を一層展開し、多様な教育の提供を進めるとされた。そのため、各高校の教育活動への支援の充実や施設設備の整備を図るとされている。これを受け、それまでの事業を継承しつつ、平成12年度には具体的な事業展開として、①特色ある高校づくりの推進、②特色ある教育活動への支援、③特色プラン施設設備整備、④特色ある高校づくりの広報、の四点について計画的に支援することとした¹⁶⁶⁾。

そのうち、一点目の「特色ある高校づくり推進校」は、特色の「明確化を図る」ため、①特色ある教育活動の推進、②柔軟な学びのシステムの実現、の二点の取組みについて、第49表のとおり42校を指定し支援を行った(第49表)。

第 49 表 特色ある高校づくり推進校（平成 12 年度）

主 題		校数
特色ある教育活動の推進	学習希望・進路希望への対応	4 校
	特色ある教育内容の提供	5 校
柔軟な学びのシステムの実現	個を生かす学習指導	5 校
	教育課程の弾力化の推進	4 校
	総合的な学習の時間への取組み	20 校
	多様な学習機会の拡大（学校間連携）	4 校
合 計		42 校

次に、二点目の「特色ある教育活動への支援」は、「これまでの特色ある高校づくりの取り組みを生かし、特色の定着をめざす」ことを目的とし、特色ある教育活動支援事業として、報償費や資料代、テキスト等の作成費、使用料及び備品整備を支援するものである。平成 12 年度は 43 校が支援校として指定され、その詳細は次のとおりである（第 50 表）。

第 50 表 特色ある教育活動支援事業支援計画（平成 12 年度）

支援対象項目		校数
特色ある教育活動の展開	生徒の学習希望や進学希望を生かす取組み	5 校
	特色ある教育内容の提供 ○語学・国際理解教育における取組み ○情報化社会に対応した取組み ○福祉社会に対応した取組み ○科学・環境教育等における取組み ○郷土学習に対応した取組み ○芸術教育に対応した取組み ○生活・家庭教育に対応した取組み ○健康・スポーツ教育に対応した取組み ○多彩な教育活動への取組み	12 校
柔軟な学びのシステムの実現		6 校（定・通対象）
地域や社会に開かれた高校づくり	多様な学習機会の拡大	2 校
	中学校との連携、地域社会との連携	18 校
合 計		43 校

三点目の「特色プラン施設設備整備」は、専門学科・総合学科・単位制普通科・専門コース及び再編対象校を除く 88 校を対象とし、特色の「基盤づくり」や「深化」を支援するため、備品整備を行うものである。特色プラン施設設備事業として、平成 12 年度は 18 校を対象とすることにし、次の整備内容について支援するとした（第 51 表）。

第 51 表 特色プラン施設設備事業整備内容

支援対象項目		整備内容
特色ある教育内容の提供	国際教育	○コンピュータ連動のLL機器、大型モニター等AV機器等
	情報教育	○コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェア充実等
	福祉教育	○入浴介護実習設備、介護ベッド、車椅子、介護人形等
	健康・スポーツ教育	○健康管理・各種トレーニング機器、分析コンピュータ等
	自然科学教育	○実験演示設備、分光光度計、各種検知器、実験分析コンピュータ等
	環境教育	
	人文科学教育	○プレゼンテーション設備、AV機器等
	郷土文化・歴史教育	○AV機器、伝統芸能用具、展示ケース等
	芸術教育	○各種楽器・オーディオシステム等、陶芸窯・電動ろくろ等
	生活・家庭教育	○電子ミシン、オープンレンジ、保育人形等
職業教育	○ビジネス実習設備、ワープロ、パソコン等	
柔軟な学びのシステムづくり	○プレゼンテーション機器、AV機器、移動黒板等	

四点目の「特色ある高校づくり」の広報は、「広報活動支援」と「中学校との連携による進路指導の充実支援」の二つからなる。前者については、特色づくりガイド「輝けきみの明日」の充実、専門高校紹介リーフレット「未来に向かって」の作成、専門コース等紹介リーフレット「いろいろあるよ！」の作成、これからの県立高校特色紹介リーフレットの作成などを通じて、「県立高校改革推進計画」に基づく新校の教育内容を含む各校の特色ある高校づくりの内容について、広く県民、中学生及びその保護者に周知することで、主体的な学校選択が可能となるよう広報活動の充実を図った。

後者の「中学校との連携による進路指導の充実支援」とは、中学生が直接高校の教育内容を体験することで、主体的な学校選択ができるよう、各校が中学生を対象に一日体験入学等を行う「県立高校体験プログラム」への支援である。その内容は、体験プログラム実施に係る教材作成、リーフレット等資料作成費を支援するもので、平成12年度は60校を支援し、「前期実施計画」期間を通じて順次拡大していくとしている¹⁶⁷⁾。

特色ある教育活動の展開

特色ある高校づくりの取組みは、「前期実施計画」から「後期実施計画」へと継承され、実施された。平成16年度から平成18年度にかけては、特色を深化・定着し、内容の一層の充実を図るため、それまでの「推進校」の名称が「拠点校」や「重点校」と改められた。平成16年度特色ある高校づくり推進事業においては、「国際・英語教育」他のテーマの拠点校がのべ64校、「総合的な学習の時間」他のテーマの重点校がのべ85校、「学習希望・進路希望」等のテーマの特色ある教育活動支援事業支援対象校がのべ52校指定された¹⁶⁸⁾。

さらに、特色ある教育の一層の展開や確かな学力向上への取組みが求められる中、平成19年度からは、それまでの特色づくりの枠組みを見直し、①「確かな学力向上の取組推進」、②「『協働』による教育活動展開」、③「これからの社会に対応する特色ある教育の推進」、を三つの柱とする「学力向上推進及び特色ある県立高校づくり推進事業」を展開することとなった。①の「確かな学力向上の取組推進」では、進学への希望を実現させるための学力向上の取組みや学習意欲を高める教育展開などを行う高校を指定している。

そのうち、「学力向上進学重点校」には横浜翠嵐・光陵・柏陽・外語短期大学附属・多摩・横須賀・鎌倉・湘南・平塚江南・小田原の10校が指定されている。

次に、②の「『協働』による教育活動展開の推進」では、小学校・中学校・高校を見通した連携教育やNPO等と連携した教育などに取り組む高校を指定している。そのうち、小・中・高校の連携教育では、商工・大船・藤沢工科・神田・吉田島農林の5校が実践研究校に指定されている。

また、③の「これからの社会に対応する特色ある教育の推進」では、国際・英語教育や科学技術・理数教育など特色ある教育に取り組む高校を指定している。そのうち、国際・英語教育では、横浜平沼・磯子・伊志田・ひばりが丘・橋本の5校が重点推進校に指定されている。その他の指定校の概要は第52表に示すとおりである（第52表）¹⁶⁹⁾。

第52表 指定校一覧

項 目	指定内容（校数）
確かな学力向上の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上進学重点校(10校) ・発展的な学力向上(6校) ・授業改善実践(2校) ・国語力向上(1校) ・学習意欲向上(5校) ・読解力向上実践(1校)
「協働」による教育活動展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校の連携教育(5校) ・新たな学校評価システム(3校) ・NPO等との連携教育(3校)
これからの社会に対応する特色ある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育の推進(2校) ・理数教育の推進(3校) ・ICT利活用教育重点(2校) ・福祉教育重点(6校) ・演劇教育(2校) ・シチズンシップ教育(8校) ・国際・英語教育重点(5校) ・科学技術・理数教育推進(2校) ・環境・エネルギー教育重点(8校) ・産業教育(4校) ・家庭・生活教育(1校)

以上のように、普通科高校を中心に、指定校や拠点校などの取組みを通じて特色づくりが進められてきたが、「推進計画」の終了後も、その取組みは継続している。平成22年度からは、新たに「県立高校教育力向上推進事業」を実施しており、「教育活動開発校」（キャリア教育、スペシャリスト人材育成他）、「教育推進校」（学力向上進学重点、支援教育他）及び「教育課程研究校」（言語活動充実、道徳教育他）を指定するなど、教育力向上と、魅力と活力ある県立高校づくりの一層の推進に取り組んでいる¹⁷⁰⁾。

普通科専門コースの改善・充実

「推進計画」では、普通科における専門コースについては、専門コースの新たな設置や専門コースでの取組みを発展させた新しいタイプの高校への改編、既設の専門コースの改善・充実を進めるとしている¹⁷¹⁾。新たな設置としては、既設の専門コースや単位制による普通科、総合学科などとのバランスに配慮しながら、横浜南陵高校の健康福祉コースと西湘高校の理数コースを設置した。1校に複数のコースを設置するとした白山高校では、新たに美術コースを設置した。

専門コースの取組みを発展させた新しいタイプの高校への改編としては、再編統合に伴い、小田原高校（小田原城内高校・外国語コース）、横浜国際高校（六ツ川高校・情報

科学コース)、横須賀明光高校(岩戸高校、外国語コース)、秦野総合高校(秦野南が丘高校、生涯スポーツコース)、弥栄高校(弥栄東高校、音楽コース・美術コース、弥栄西高校、体育コース・外国語コース)、座間総合高校(ひばりが丘高校、国際教養コース)、平塚湘風高校(五領ヶ台高校、外国語コース)において実施された。

また、既存の専門コースについては、選択科目の拡大や系統的に専門分野を学ぶ教育課程の工夫などを行い、計画終了後の平成22年4月には、第53表に示すとおり、国際系が3校、スポーツ系が3校、芸術系が2校、福祉系が4校、理数系が2校と計13校14コースが設置されている(第53表)。

第53表 普通科専門コース設置校一覧(平成22年度)

	学校名	コース名	開設年度	校数
国際系	磯子	国際ビジネス	平成3	3校
	有馬	外国語	平成5	
	白山	国際教養	平成8	
スポーツ系	荏田	体育	平成5	3校
	山北	体育	平成7	
	厚木北	スポーツ科学	平成8	
芸術系	上矢部	美術陶芸	平成7	2校
	白山	美術	平成14	
福祉系	高浜	福祉教養	平成6	4校
	綾瀬西	福祉教養	平成7	
	津久井	社会福祉	平成8	
	横浜南陵	健康福祉	平成15	
理数系	生田	自然科学	平成10	2校
	西湘	理数	平成17	

専門高校の魅力づくり

専門高校については、前章までに述べたように、既設の専門学科を社会の変化に柔軟に対応できる教育課程を持つ新たな専門高校・専門学科へ改編することや、普通科の専門コース設置校を集合型専門高校として改編することが行われた。

また、こうした再編統合や学科の改編とともに、既設校を含めスペシャリストとしての専門性を身につけることや、卒業後も継続的に学ぶといった多様な進路希望等に応えるための教育内容の展開、職業意識を高めるための取組みなどが重視された。

「推進計画」では、専門学科における特色ある教育活動の提供として、多様な学習ニーズへの対応、社会の変化に応じる分野の導入、地域や産業界とのパートナーシップの三点が示されている。多様な学習ニーズへの対応としては、選択科目の拡大や種類の設置、大学等への進学を視野に入れた教育課程の編成などがある。社会の変化に応じる分野の導入では、国際化や情報化、環境問題に対応する分野などが挙げられている。地域や産業界とのパートナーシップでは、主体的な職業選択や職業への意識を高めるインターンシップの拡大を図ることなどが示されている。

こうした実施内容について、「前期実施計画」及び「後期実施計画」では、具体的な取組み内容を第54表のように整理し、示している(第54表)¹⁷²⁾。

第 54 表 専門高校の魅力づくりに係る具体的取組み

項目	実施内容	具体的な取組み内容	
		前期実施計画	後期実施計画
① 魅力ある教育内容の展開	学習希望・進路希望に応じた学校づくり	・推進校の指定による実践 ・専門教育にかかる設備整備更新の順次実施	・専門教育にかかる設備整備更新の順次実施
	インターンシップの導入促進	・実践推進校の指定による実践導入	・インターンシップ受け入れ拡大の取組みを推進
	特色ある教育内容の提供 多彩な教育活動の展開	・各校の魅力と特色プランの充実 ・特色ある教育活動への支援の充実	・各校の魅力と特色プランの充実 ・特色ある教育活動への支援の充実
② 学科の統合や改編	新たな専門学科の設置	(「新しいタイプの高校等の拡大」による)	(「新しいタイプの高校等の拡大」による)
	既設学科の統合・改編	・改編等の検討	・改編等の検討・実施
③ 単位制による専門学科の設置	設置検討・導入	・新たなタイプの専門学科を中心に導入(1校)	・新たなタイプの専門学科を中心に導入(4校)

(2) 柔軟な学びのシステムの実現

「推進計画」においては、個が生きる教育を推進していくため、多様な教育の提供とともに、学びやすく、さまざまな学習機会の成果を生かすことができるよう、高校教育全体が柔軟な学びのシステムとなることが目指された。

そこで、「前期実施計画」では、①個に応じた学習活動の充実、②教育課程の弾力化の推進、③多様な学習機会の拡大、④柔軟な受け入れ体制の確立、⑤中途退学等の課題への対応、の五点について施策展開を図るとされ、「後期実施計画」にも継承された¹⁷³⁾。

個に応じた学習活動の充実

まず、①の「個に応じた学習活動の充実」では、授業クラスの編成を工夫し、習熟度別の学習や少人数学習指導、ティーム・ティーチングによる指導など多様な指導形態の工夫を図り、個を生かす学習活動を展開することとした。推進校や重点校の指定による実践なども進め、全日制課程における習熟度別学習の実施校は、平成 21 年度には 54.2% (77 校) であった。少人数学習の導入状況は、平成 21 年度には、全日制課程(単位制を除く)で 119 校中 112 校 (94.1%)、定時制課程(単位制を除く)で 8 校中 7 校 (87.5%) であった¹⁷⁴⁾。

また、外国籍生徒や障害のある生徒などに対する学習環境の整備についても、各学校の実態に応じた取組みが進められた。

さらに、「後期実施計画」では、個人の能力・才能の伸長を図り、「将来を担い、社会のリーダーとなる人材育成」も充実するとし、学力向上実践推進事業や特色ある高校づくり推進事業による取組みを推進することとした¹⁷⁵⁾。

教育課程の弾力化 の推進

「推進計画」では、一人ひとりの能力や適性を伸ばし、主体的な選択による学習を進めることができるよう、教育課程の弾力化の推進に取り組むこととされた¹⁷⁶⁾。

具体的には、必修科目に加え多様な選択科目を設置し、選択中心の弾力的な教育展開を図る指針を提示するとともに、「総合的な学習の時間」の充実のための拠点校の指定、単位制を積極的に活用した柔軟な教育展開のため、特色ある教育活動支援校の指定や「教育課程研究会」における実践的研究を推進した。

また、「後期実施計画」では、「生徒による授業評価の実施」が新たに位置付けられた。これは、確かな学力の育成を図るための授業改善を目指した取組みの一つとして実施されたものであり、平成16年度に18校19課程で試行を始め、平成17年度から全県立高校で実施された。平成17年度は各教職員1科目以上で実施され、平成18年度からはすべての教科・科目で実施されている。

さらに、確かな学力向上を目指す教育の推進のため、生徒による授業評価などの取組みと並行して、平成16年度から全県立高校を対象として「神奈川県立高等学校学習状況調査」が実施された。これは、全日制の課程第2学年の生徒を対象として実施されたもので、生徒の学習状況を把握し、教育課程や指導方法の工夫・改善を進めることを目的としたものである。内容は、国語・数学・外国語（英語）の3教科の学力検査及び生徒の学習に対する意識や取組みなどに関するアンケート調査である。その調査結果は、集計・分析され、県全体の傾向や今後の指導のポイントをまとめた報告書が作成・配付され、各校の授業改善等の取組みの資料として活用されている¹⁷⁷⁾。

多様な学習機会の 拡大

③の「多様な学習機会の拡大」について、「推進計画」では、生徒個々の得意な能力や各自が努力した成果、自分の学校以外での学習活動の成果を生かすことができるよう、さまざまな学習機会を設定するとしている¹⁷⁸⁾。具体的には、学校が相互に連携して、それぞれの特色ある科目などを学ぶことができる「学校間連携」の拡大、同じ高校に置かれている全日制と定時制・通信制での「課程間併修」や定時制と通信制相互の併修の推進、大学や専修学校での学習成果やボランティア活動、スポーツ・文化活動など、体験活動等の単位認定についての取組みである。

「学校間連携・課程間併修の推進」については、推進校や重点校の指定による取組み

を進め、学校外における学習成果や体験活動等の単位認定については、「学校外の学習成果の単位認定実施要領」に基づき、大学・専修学校などでの学習成果などのほか、実用英語検定などの技能審査の

第55表 学校外における学修の単位認定状況（平成21年3月）

内 容	校数・課程数
校外講座の成果の単位認定	100校 108課程
ボランティア活動の成果の単位認定	129校 143課程
技能審査の成果の単位認定	72校 79課程
就業体験活動の成果の単位認定	94校 101課程
スポーツ・文化活動の成果による単位認定	33校 40課程
実務代替(定時制・通信制のみ対象)	定時制7校、通信制1校
高大連携	参加高校数 134校 参加大学数 190校

成果を単位認定する取組みを推進した。

こうした各校の取組みにより、「学校間連携・課程間併修」については、平成 20 年度には 10 組 25 校において学校間連携による単位認定が行われ、定時制 10 校と通信制 2 校との間で課程間の併修がなされている。また、学校外における学修の単位認定の状況は、第 55 表に示すとおりである（第 55 表）¹⁷⁹⁾。

柔軟な受け入れ体制 の確立

「推進計画」では、県立高校全体で進路変更による転学の弾力化や、中途退学者の積極的な受け入れ、社会人の受け入れを図るなど、柔軟な受け入れの体制づくりを進めることとした。まず、平成 12 年度から、積極的な理由に基づく進路変更による転入学の機会について拡大を図ることとした。また、再入学制度の活用により中途退学者の受け入れを促進するとともに、入学者選抜における中途退学者募集校の拡大を図り 4 校で実施した。

次に、社会人の受け入れについては、高校の一部の科目を学ぶことを希望する社会人を聴講生として受け入れるとともに、高校生と社会人が共に学ぶ生涯学習講座の設置を拡大した。聴講生については、平成 21 年度には、55 校 270 講座で聴講生を募集し、26 校 78 講座で 183 名を受け入れており、生涯学習講座についても平成 21 年度に延べ 7 校（実 4 校）で 17 講座を開講し、その結果、258 名（うち生徒 18 名）が受講するなど、受け入れが拡大している¹⁸⁰⁾。

中途退学等の課題 への対応

⑤の中途退学等の課題への対応として、「推進計画」では、不本意入学をなくし、一人ひとりの特性や状況に応じた学習活動の展開やきめ細かな個別の教育相談の体制づくりを進めるなど、計画全体にわたる取組みを総合して対応するとされている。

このため、不本意入学をなくすきめ細かな進路指導の充実や、新しいタイプの高校の拡大、柔軟な学びのシステムの実現による対応などを図るとともに、教育相談等の充実を図るとされた。

各学校における教育相談体制の充実を図るため、平成 16 年度から総合教育センターにおいて教育相談コーディネーターの養成が始められた。このコーディネーターは、支援を必要とする生徒や保護者のニーズを把握し、学校内外の人材や機関との連携を図るなど、校内の教育相談の要としての役割を果たしている。総合教育センターにおける養成研修を受講した教員を中心に全県立高校に配置されている。

また、臨床心理士などのスクールカウンセラーについては、48 校を拠点校として配置し、全県立高校に対応している。このほか、担任の複数化やきめ細かなチューター制を導入するなど指導體制の工夫、学校の実状や生徒の実態などに応じた教職員の配置などの支援も行われている。

このような取組みにより、中途退学者の状況については、県立高校全日制全体の平均では、「推進計画」前の平成 11 年度には 2.12%であったが、平成 21 年度には 1.21%となった。一方、県立高校定時制全体の平均では、平成 11 年度には 17.10%であったが、平成 21 年度には 14.03%となっている¹⁸¹⁾。

2 地域や社会に開かれた高校づくり

県立高校では、これまでも地域に根ざした高校づくりを目指してきたが、これまで以上に地域・社会との相互交流を進め、地域・社会とともに歩む高校づくりを推進するため、「推進計画」では、生徒と地域・社会の方々が交流し、豊かな人間性と社会性を身につける教育、生涯にわたって学ぶ場の実現を目指した取組みが推進された。

(1) 地域・社会との連携・交流の推進

中学校や地域・社会との連携

中学校等との教育活動における連携を進めるとともに、各高校の広報活動の充実や、高校と地域が互いに協力しあう取組みが推進された。

中学校等との連携においては、地域の中学校との間で学校行事や部活動等を通じた交流の活性化を図ることや、高校での授業を実際に体験する「高校体験プログラム」の実施などにより連携の強化が図られた。また、「学校へ行こう週間」などを活用して、中学生や保護者、地域の方々に学校を公開し、各学校の教育活動をより深く理解していただく取組みにも力を注いだ。

県立高校全体や各高校に関する広報については、前章までに述べてきたように、特色を紹介する冊子やリーフレット等を活用した広報を行うとともに、「神奈川の高校展」の実施や各校ごとの説明会の充実に取り組んだ。また、各校のホームページの作成・発信は、「推進計画」策定の前後の時期から各校ごとに取組みが始まり、計画期間中にはその内容やデザイン、情報量などが次第に充実したものになっていった。

地域・社会との連携においては、学校支援ボランティアの導入を図るための仕組みの整備などとともに、平成 17 年度からは県立高校の「地域貢献活動」の取組みが実施された¹⁸²⁾。この取組みは、地域に貢献する意識やボランティア意識を生徒に育むため、すべての県立高校がそれぞれ実施計画を作成し取り組むもので、県教育委員会が実施時期を設定した「地域貢献デー」を中心に活動が行われた。活動内容は地域清掃や福祉活動などが主であり、地域の特性を生かした特色ある取組みを行う高校もあった。平成 19 年度からは教育課程上の「特別活動」として実施されている。

このほか、地域住民の学習や活動への支援として、学校の施設を開放する学校開放事業や県立学校公開講座などが実施された。平成 20 年度には、学校開放事業は 50 校、県立学校公開講座は 47 校 61 講座が実施されている。また、前述したように、生涯学習講座の拡充や社会人聴講生の受入れを促進した¹⁸³⁾。

(2) 地域の意見を反映した学校づくり

学校評議員の設置

「推進計画」では、地域や社会に開かれた高校づくりを進めるため、地域の意見を反映する仕組みづくりの一つとして、保護者や地域の代表、学校外の有識者などから、学校の教育目標や教育活動、教育環境などについて意見や助言を得る「学校評議員」を設置することとした¹⁸⁴⁾。

「学校評議員」は、平成 12 年 1 月の学校教育法施行規則の改正により、平成 12 年 4 月から導入された制度であり、導入の趣旨は、開かれた学校づくりの一層の推進、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得ること、学校として説明責任を果たしていくことなどである¹⁸⁵⁾。

本県では、平成 12 年度に県立高校等 10 校をモデル校として指定して実践的な研究を開始し、平成 14 年度から「神奈川県立高等学校の学校評議員設置要綱」（以下、「要綱」という。）を定め、全県立学校で実施された。

第 56 表に示す「要綱」には、学校評議員の推薦を行う時はその推薦書を教育長に提出すること、学校評議員の人数は 10 人以内とすること、校長は電話、個別面談、会議その他の効果的な方法により学校評議員の意見を聴くこと、学校評議員の会議を年 2 回程度開催することなどが定められている（第 56 表）。

第 56 表 神奈川県立高等学校の学校評議員設置要綱

神奈川県立高等学校の学校評議員設置要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）第 22 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神奈川県立の高等学校（以下「高校」という。）に置く学校評議員に関し、必要な事項を定める。

（委嘱）

第 2 条 高校の校長（以下「校長」という。）は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 65 条により準用される同規則第 23 条の 3 第 3 項の規定に基づく学校評議員の推薦を行うときは、学校評議員推薦書（第 1 号様式）を神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 学校評議員を委嘱するときは、学校評議員委嘱状（第 2 号様式）を、各校長を経由して交付するものとする。

（定員）

第 3 条 学校評議員の人数は、各高校ごとに 10 人以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、10 人を超えて委嘱することができる。

（委嘱の期間）

第 4 条 学校評議員の委嘱の期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学校評議員の委嘱の期間は、前任者の残任期間とする。

2 学校評議員は再度委嘱することができる。

（解嘱）

第 5 条 校長は、第 2 条の規定による学校評議員の推薦を撤回しようとするときは、学校評議員推薦取下書（第 3 号様式）を教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による学校評議員の推薦の取下げがあったときは、学校評議員を解職するものとする。

（意見聴取の方法）

第 6 条 校長は、電話、個別面談、会議その他の効果的な方法により、学校評議員の意見を聴くものとする。

2 校長は、必要に応じて、学校評議員の会議を年 2 回程度開催する。

(謝礼等)
 第7条 学校評議員に対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。
 2 前項の謝礼の基準については、別に定める。
 (運営に関する事項)
 第8条 校長は、各高校における学校評議員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
 (実施細目)
 第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、高校教育課長が定める。
 附則
 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

また、この「要綱」の制定にあわせて、平成14年4月1日付で高校教育課長より「神奈川県立高等学校の学校評議員設置要綱の運用について(通知)」(以下、「通知」という。)が出された¹⁸⁶⁾。この「通知」には、学校評議員設置の目的として、①学校運営に関し保護者や地域の代表、学校外の有識者などの意見を把握・反映すること、②学校運営に保護者や地域住民等の協力を得ること、③学校運営の状況等を周知すること

とともに、地域や社会との連携を深め、学校に対する地域の理解を深めること、が示されている。学校評議員の役割については、校長の求めに応じて意見を述べたり、保護者や地域住民等からの意見や助言を聴取したりして、校長の学校運営を支援するものとしている。そして、校長が学校評議員に意見や助言を求める具体的な事項は、①学校の教育目標や教育計画に関すること、②学校の特色づくりに関すること、③地域との連携に関すること、④生徒指導に関すること、などが挙げられている。

次に、学校評議員の委嘱については、地域や学校の実情に応じて校長が推薦することとし、第57表に示す推薦者例が例示されている(第57表)。このほか、各学校の課題や特色づくりなどに対応して、校長が適当と判断する個人や関係分野の関係者についても推薦できるとしている。なお、推薦にあたっては、

第57表 学校評議員推薦者例

- 地域の有識者
- 地域の自治会の関係者
- 企業・商工業団体の関係者
- 青少年関係団体・機関の関係者
- 文化・スポーツ団体等の関係者
- 学校の特色づくりに関係する団体・機関等の関係者
- マスコミ(ミニコミ)関係者
- 社会福祉関係団体(機関)等の関係者
- P T Aの関係者
- 同窓会の関係者
- 市町村の職員
- 学区内の中学校の関係者 など

第58表 学校評議員の属性(平成21年度)

属性	人数	比率(%)
PTAの関係者	186	19.0
小中学校の関係者	177	18.1
自治会の関係者	141	14.4
大学・専門学校等の関係者	136	13.9
同窓会の関係者	79	8.1
企業・商工団体の関係者	44	4.5
青少年関係団体等の関係者	33	3.4
文化・スポーツ団体等の関係者	16	1.6
特色づくりに関する団体の関係者	14	1.4
社会福祉関係団体等の関係者	28	2.9
マスコミ・ミニコミの関係者	10	1.0
市町村職員等	49	5.0
その他	64	6.6
合計	977	100
1校あたりの平均人数：6.6人		

特定の団体、地域などに偏らないことや、年齢構成、男女比などを考慮するとともに、学校評議員の設置目的や役割を踏まえ、生徒や当該学校の職員、教育委員会関係者及び職員は推薦しないとされた。

こうした学校評議員の構成について、平成 21 年度のデータは第 58 表に示すとおりであり、1 校あたり平均 6.6 人、PTA 関係者が 19% と最も多く、以下、小中学校の関係者 18.1%、自治会の関係者 14.4%、大学・専門学校等の関係者 13.9% となっている（第 58 表）¹⁸⁷⁾。

学校評議員の活動にあたって、校長は学校評議員に対し、学校要覧や関連する資料の送付、授業の公開、学校行事への参加などを通じて、学校の教育活動に係る情報を十分提供するが、学校評議員には守秘義務を課さないことから、情報提供にあたり個人情報などの取り扱いについて十分留意することが求められる。また、学校評議員の会議は年 2 回程度開催し、学校評議員からの意見内容や会議録は原則として公開する。さらに、校長は、学校評議員の活動状況等を教育長に報告するとされた¹⁸⁸⁾。各学校では、その後の取組みにより学校評議員の活動は定着し、地域の意見を反映する学校づくりが進展してきた。

学校評価システムの導入

こうした学校評議員制度の導入とともに、「推進計画」では、各校が教育活動や教育環境などについて、地域の意見を生かしながら改善を図ることができるよう、学校評議員などが学校を評価するシステムの導入を検討するとし、評価基準の作成やモデル地区（モデル校）の設置に取り組むとされた¹⁸⁹⁾。

これを受けて、平成 14 年 4 月から県立学校 12 校（高校 10 校、養護学校 2 校）をモデル校に指定し試行を行い、2 年間の研究成果を踏まえて、平成 16 年度から全県立学校で実施した¹⁹⁰⁾。

実施の流れは概ね以下のとおりである。年度当初に当該年度の学校目標と目標実現のための具体的な取組みを設定し、学校評議員及び保護者等に説明する。その後、年度末に当該年度の教育活動の実施状況について、その達成状況や課題、改善の方向を整理して「自己評価」としてまとめる。校長は学校評議員等に「自己評価」に対する意見を求め、出された意見を踏まえ、「学校評価」としてまとめる。このような手順を経てまとめられた「学校評価」の結果を活用し、校長は次年度の学校目標等の設定に反映させるとともに、教育活動や学校運営の改善に努めるとされた。

学校教育法の改正

その後、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、第 59 表に示すように、第 42 条において学校評価に関する根拠となる規定、第 43 条において学校の積極的な情報提供についての規定が新たに設けられた（第 59 表）。また、同年 10 月には、学校教育法施行規則の一部改正により、第 66 条で自己評価の実施・公表、第 67 条で保護者等の学校関係者による評価の実施・公表、第 68 条で評価結果の設置者への報告について、新たな規定が設けられた¹⁹¹⁾。また、こうした法改正を踏まえ、文部科学省は平成 20 年 1 月に従前は含まれていなかった高等学校を対象に加えた「学校評価ガイドライン[改訂]」を作成した。

第 59 表 改正学校教育法

第 42 条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第 28 条）、中学校（第 49 条）、高等学校（第 62 条）、中等教育学校（第 70 条）、特別支援学校（第 82 条）、専修学校（第 133 条）及び各種学校（第 134 条第 2 項）に、それぞれ準用する

なお、こうした国の動きを受け、県教育委員会は平成 19 年 6 月に「新たな学校評価システム開発研究会」を設置し、外部評価などを位置付けた新たな学校評価システムの開発・導入に関する検討を始めた。平成 20 年度には、外部評価導入の一環として、生徒の保護者等による学校関係者評価を行うとともに、研究校 4 校を中心として第三者評価を位置付けた新たな学校評価のしくみづくりについて検討した。平成 21 年度には、県立学校 5 校において、第三者評価（専門評価）を位置付けた学校評価の試行を行った。

この後、平成 22 年度には、国の「学校評価ガイドライン[平成 22 年改訂]」（平成 22 年 7 月）やそれまでの取組みを踏まえ、第三者評価（専門評価）を位置付けた新たな学校評価システムを先行実施校において導入した¹⁹²⁾。

3 学校運営等の改善・充実

県立高校の改革を推進するため、教職員の意識改革と資質向上、学校運営等の改善・充実が求められた。このため、「推進計画」の実施期間においては、教職員研修の充実や教職員の人事評価システムの導入、職員会議や校内組織の見直しなど、改革推進のためのさまざまな取組みが行われた。

（1）教職員の意識改革と資質向上

教職員研修の充実

「推進計画」においては、教職員の資質向上のための取組みとして、教職員研修の充実や教職員の職務に対する評価の改善などが示されている。

教職員研修については、教職員としての専門性や指導力の向上を図り、職務に対する自覚を深めるため、教職経験に応じた基本研修、専門研修、今日的な教育課題に対応す

る研修など各種の研修を体系的に実施し、研修の充実と活性化が図られた。

このうち、基本研修については、平成 13・14 年度には、「ライフステージに即した研修」として、初任者研修・6 年次教職経験者研修・社会体験研修・15 年次教職経験者研修を実施した。平成 15 年度から平成 19 年度までの間は、初任者研修・5 年経験者研修・10 年経験者研修・15 年経験者研修として実施した。

その後、平成 19 年 10 月に県教育委員会が「教職員人材確保・育成基本計画」を策定し、高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成を目指すこととしたことを受け、平成 20 年度より、ファーストキャリアステージ研修として、初任者研修・2 年経験者研修・5 年経験者研修を位置付け、キャリアアップステージ研修として、10 年経験者研修・15 年経験者研修・25 年経験者研修を位置付け、ライフステージに応じた基本研修を実施した。

このほか、信頼確立のための研修、教科や特別支援教育における授業力向上のための研修、教育相談コーディネーター養成研修や情報セキュリティ研修など教育課題解決のための研修、マネジメント能力向上のための研修など、幅広い研修が行われている。あわせて校内研修の活性化を図るため、各学校への指導主事の派遣などにより、OJT 支援充実のための取組みも行われている¹⁹³⁾。

人事評価制度の導入

教職員の職務に対する評価を一層適切に行うため、県教育委員会は、平成 12 年 6 月に学識者等による「教職員人事制度研究会」（以下、「研究会」という。）を設置し、教職員の人材育成及び能力開発を目指す人事評価のあり方について研究に取り組んだ。また、平成 13 年 4 月には、県・市町村教育委員会職員、公立学校長等からなる「教職員人事制度検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を立ち上げた。

検討委員会は、同年 9 月に研究会からの目標管理手法や段階評価を柱とする新たな人事評価システムについての提言も踏まえながら、「評価の内容、基準、評価手法及び実施方法」、「評価結果の活用方策」、「人材育成及び能力開発の支援方策」について検討を行った。平成 14 年度は、県内 60 校で目標管理手法と段階評価を導入した評価の仕組みについて試行を実施した。この試行の結果を整理・検討した上で、平成 15 年 2 月、検討委員会は報告書「教職員の新たな人事評価システムについて」を取りまとめた¹⁹⁴⁾。

この報告書に基づき、平成 15 年度から、旧来の勤務評定に替え、教職員の人事評価システムを、県立学校教職員及び市町村立学校の県費負担教職員を対象に実施している。その内容は、まず、年度当初に教職員自身が学校目標等を踏まえて自己目標を設定して職務に取り組む。管理職は授業観察等により教職員の職務遂行状況をよく把握する。そして年度末に教職員は自己目標の達成状況や 1 年間の取組み状況について自己評価を行い、評価者が職務遂行状況全般について評価基準に基づく 5 段階の絶対評価を行う。評価結果については校長が本人に開示し、適切な指導・助言により人材育成・能力開発につなげるとされた。こうした評価結果について、「後期実施計画」では、積み重ねた評価結果を人事・給与上の処遇に活用していくとしている¹⁹⁵⁾。

(2) 学校運営の活性化

職員会議の位置 付けの明確化

「推進計画」では、学校運営等の改善・充実について、校長がリーダーシップを発揮し、教育活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、職員会議の位置付けの明確化や校長を支える校内組織の整備など、管理運営規則の見直しを含め、学校運営組織の改善に取り組むとされた。¹⁹⁶⁾。

職員会議については、国においてもそれまで「法令上の根拠が明確でないことなどから、一部の地域において、校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たせない場合などの問題点」が指摘されていた¹⁹⁷⁾。

こうしたことから、国は平成12年1月21日に「学校教育法施行規則」を改正し、その第48条で「小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる」、また第2項で「職員会議は、校長が主宰する」ことを明記し、これを高等学校にも準用することとした（第104条）。

本県では、こうした国の動きも踏まえ、平成12年3月28日に「教育委員会規則第7号」として「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」（以下、「管理運営規則」という。）を改正（同年4月1日施行）し、「高等学校に、校長の職務の円滑な執行を補助するため職員会議を置く」こと、「職員会議は、校長が招集し、主宰する」ことなどが明記された。第60表に示すとおりである（第60表）。

第60表 職員会議に係る規定

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則 (平成12年3月28日教育委員会規則第7号)	
(職員会議)	
第22条の2	高等学校に、校長の職務の円滑な執行を補助するため職員会議を置く。
2	職員会議は、校長が招集し、主宰する。
3	職員会議においては、学校の運営方針、教育活動その他の校務に関する事項のうち校長が必要と認めるものについて、校長の指示伝達、所属職員からの意見の聴取、所属職員相互の意見交換等を行う。
4	前3項に規定するもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。
*平成17年10月4日教育委員会規則第26号により「第22条の2」は「第22条の3」に改正	

この管理運営規則の改正を受け、各校では、平成12年4月より、各校の職員会議規程の改定に取り組んだ。改定にあたっては、県立高等学校長会が作成した職員会議規程の改定モデル案を参考にするなどして職員会議規程を作成した。これにより各校の職員会議規程は改定され、「職員会議は、校長が招集し、主宰する」こと、「協議事項は、提案の説明及び質疑、協議を行い、校長が必要と認めた時は職員の意向を確認する」こと、「協議事項等に関する決定は、校長が行う」ことなどが明記され、職員会議は、「校長の職務の円滑な執行を補助するため」のものとして、位置付けが明確なものとなった¹⁹⁸⁾。

総括教諭の設置等 学校運営等の改善・充実について、「後期実施計画」では、「学校の教育活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、組織的・機動的な学校運営体制とするため、校務分掌や各種委員会といった校内組織の見直しや、校長・教頭を補佐する職のあり方などについて検討していきます」と述べられている¹⁹⁹⁾。

このことが具体化されたのは平成 17 年度であり、平成 17 年 10 月 4 日に、①「校内組織の見直し」、②「総括教諭の設置」、③「企画会議の設置」、の三点について、管理運営規則が改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行された。

まず、①の「校内組織の見直し」については、校務分掌のあり方を見直し、校務を分掌する組織として、従来の「部」に替わって新たに「グループ」を置くこととなった。「グループ」が分掌する事項は、「教務、地域との連携等に関する事項」、「生徒指導、生徒の進路指導、生徒の健康等に関する事項」、「情報管理その他の総務に関する事項」、「学年の教育活動に関する事項」などが示された。これにより、従来の「教務部」、「進路部」等の分掌が、例えば「学習支援グループ」、「進路支援グループ」等に替わった。また、グループを統括する者は総括教諭をもって充てるとされた。

②の「総括教諭の設置」については、新たな職として設置されたものであり、教諭又は養護教諭のうちから教育委員会が任命するとされた。総括教諭という呼称は、本県独自のものである。総括教諭の職務については、「校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること」、「グループの統括に関すること」、「教諭等の職務遂行能力の向上に関すること」の三点が示されている。一点目の学校運営の補佐とは、企画会議を通じた企画立案及び調整、校長の学校運営に対する意見具申、管理職不在時の緊急時の統括、関係機関との会合等への参加や対応などである。二点目のグループの統括とは、グループ目標の設定や達成状況のとりまとめ、グループ職務のとりまとめや進行管理を行うため、グループ員に対して指導・助言等の支援を行うことなどである。三点目の教諭等の職務遂行能力の向上とは、高度な専門性を生かした教科指導、教科外指導、学校運営など学校の職務全般に対して指導・助言等の支援を行うことなどである。総括教諭は、平成 18 年度は各校 3 人程度、平成 19 年度からは各校 6 人程度が配置され、前述したグループのリーダーとして学校運営の中核を担っている。なお、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、副校長、主幹教諭、指導教諭が新たに位置付けられたことから、平成 20 年 5 月に従来の管理運営規則を改正し、「高等学校に総括教諭を置き、主幹教諭をもって充てる」とされている。

③の「企画会議の設置」については、「校長がつかさどる校務を補助するための学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う」ための組織として各校に設置され、「校長が招集し、主宰する」とされた。企画会議の構成員は、校長、副校長、教頭、事務長、総括教諭などである。企画会議では、学校目標の設定など学校運営上の重要事項に関する企画立案を基本にし、グループ業務に関する報告や企画の提案、職員会議の協議事項の調整などを行うとされた（第 61 表）²⁰⁰⁾。

第 61 表 分掌組織・総括教諭・企画会議に係る規定

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則

(平成 17 年 10 月 4 日教育委員会規則第 26 号)

(平成 20 年 5 月 30 日教育委員会規則第 15 号)

*以下、(平成 20 年 5 月 30 日教育委員会規則第 15 号)における改正後の内容を記載
(分掌組織)

第 19 条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。

2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第 4 号に係るグループにあつては学校運営上必要があると認める高等学校に、第 5 号に係るグループにあつては専門教育を主とする学科を置く高等学校に、第 6 号に係るグループにあつては農業に関する課程を置く高等学校に限る。)ものとする。

- (1) 教務、地域との連携等に関する事項
 - (2) 生徒指導、生徒の進路指導、生徒の健康等に関する事項
 - (3) 情報管理その他の総務に関する事項
 - (4) 学年の教育活動に関する事項
 - (5) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項
 - (6) 農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項
- 3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあつては、2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、及び一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。
- 4 グループを統括する者は、第 20 条第 1 項に規定する総括教諭をもつて充てる。
- 5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。

(総括教諭)

第 20 条 高等学校に、総括教諭を置き、主幹教諭をもつて充てる。

- 2 総括教諭は、教諭又は養護教諭のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 総括教諭は、生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 校長、副校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。
 - (2) グループの統括に関すること。
 - (3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。
- 4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

(企画会議)

第 22 条の 2 高等学校に、企画会議を置く。

- 2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。
- 3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。
- 4 企画会議は、校長、副校長、教頭、事務長(事務長が置かれていない場合にあつては、総括事務長)、第 20 条第 3 項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。
- 5 前 4 項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

副校長職の設置

教頭の複数配置については、神奈川総合高校や全日制・定時制・通信制を併置する高校、その他の学校に複数の教頭が配置されていた。全・定・通の3課程を併置した湘南高校と厚木南高校には、平成11年度からそれぞれの課程の教頭とは別に総括的な役割の教頭が配置された。その後、第2章で述べたように、再編統合対象校に開校準備室が設置された時に、開校準備担当教頭が配置されたため、施設活用校には二人の教頭が配置され、新校開校後もそのまま二人の教頭が配置されることになった。このような過程を経て、教頭の複数配置が拡大していった。

一方、国では平成19年6月に学校教育法が改正され、第60条で副校長、主幹教諭、指導教諭の新設が規定された。副校長の職務は、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどること」とされた（第62表）。

第62表 平成19年6月 改正学校教育法

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

本県では、すでに教頭の複数配置に取り組んでいたが、こうした国の動きに先駆ける形で、平成18年3月24日付け「県立学校の教頭複数配置校における職務分担等の試行に関する要綱の制定について」（職第770号教育長通知）を通知し、これまで配置を進めてきた複数教頭のうち一人に「専決権・代表権を付与する試行」として、試行校を指定して行うこととした²⁰¹⁾。そして、こうした試行も踏まえ、平成18年11月12日に「管理運営規則」を改正し、「高等学校に副校長を置くこと」、「副校長は教頭をもつて充てること」、「副校長は校長を補佐し、校長の命を受けて、校務の総合調整を行う」とされた。こうして、平成19年度までに副校長が全校へ配置された（第63表）。

第63表 副校長に係る規定

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則

(平成18年11月21日教育委員会規則第18号)

(副校長)

第19条の2 高等学校に、副校長を置く。

2 副校長は、教育委員会が任命する。

3 副校長は、教頭をもつて充てる。

4 副校長は、校長を補佐し、校長の命を受けて、校務の総合調整を行う。

5 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。